

令和5年10月定例教育委員会次第

日時：令和5年10月24日（火）
午前10時～午前11時30分
場所：犬山市役所3階301会議室

1. 開会
2. 教育長報告
(前回会議録の承認)
3. 付議事件の審議
第35号議案 令和6年度犬山市教職員定期人事異動方針について (学校教育課)

第36号議案 青塚古墳史跡公園活用・管理業務受託者選定委員会 (歴史まちづくり課)
規則等の廃止について
4. 通信及び請願
5. 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1
 - (2) 令和5年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について (学校教育課) No.2
 - (3) 11月・12月行事予定表について (学校教育課) No.3
 - (4) 犬山二十歳の集い2024の概要について (文化スポーツ課) No.4
 - (5) オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて (子ども未来課) No.5
 - (6) 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について (学校教育課) No.6
 - (7) 教育委員との意見交換会について (学校教育課) No.7
 - (8) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.8
6. 自由討議
7. その他
8. 閉会

犬山市教育委員会第35号議案

令和6年度犬山市教職員定期人事異動方針について

令和6年度犬山市教職員定期人事異動方針について、別紙の通り定めるものとする。

令和5年10月24日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝

誠

(説明)

この案を提出するのは、丹葉地方教育事務協議会の令和6年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動方針を定める必要があるからである。

令和6年度 犬山市教職員定期人事異動方針

犬山市教育委員会

令和6年度丹葉地方教育事務協議会の教職員定期人事異動方針を踏まえて、下記の方針で犬山市教職員定期異動人事を行う。

記

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようになるとともに、学校間における均衡を重視した教員配置を行う。
- 3 「学び」の授業の充実、「学校の自立」の実現は、管理職の指導力によるところが大きいので、校長・教頭の異動は最小限とする。
また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。
- 4 教務主任・校務主任の異動には特に配慮し、できる限り市内の異動を中心に考える。
また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。
- 5 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。
 - (1) 一般教員については、10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。
 - (2) 新任教員については、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。

議案第5号 令和6年度丹葉地方教育事務協議会教職員定期人事異動方針について

令和6年度教職員定期人事異動方針（案）

丹葉地方教育事務協議会

I 方針

令和6年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針に基づき、丹葉地方教育事務協議会は内申権者として人事異動事務を行う。この結果を基にして、愛知県教育委員会に人事内申をする。

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員構成について、地域間及び学校間における均衡のとれた人事配置を行う。
- 3 遠隔地勤務者に対する計画的な調整を進める。

II 実施要領

1 管理職人事（校長、教頭の人事）

(1) 管理職の転任は、原則として次のようにする。

- ① 同一校の校長及び教頭の同時異動を行わない。
- ② 同一校・同一職勤務2年未満の校長及び教頭については、異動を行わない。

(2) 管理職への昇任は次のようにする。

- ① 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- ② 教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- ③ 校長あるいは教頭へ新規に任用される者は、原則として、令和6年3月31日における年齢が57歳以下の者であること。

2 教員人事

(1) 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようになるとともに、地域間の均衡を重視した教員配置を行う。

- ① 小・中学校の学校種別間交流ならびに広域的人事交流を進める。
- ② 教員の年齢、性別、所有する免許状の種別・教科等を基にして、適正な配置と構成が行われるよう、これに必要な教員の異動を促す。

(2) 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

- ① 一般教員の同一校の継続勤務年数を10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。
- ② 新任教員にあっては、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。
- ③ 同一校継続勤務3年未満の者については、特別の事情のない限り異動の対象としない。

(3) 教員の異動希望、勤務条件の是正等への対応、その他異動の条件について。

- ① 通勤時間は、片道おおむね1時間30分が上限になるように配慮する。
- ② 同一校内職員の婚姻に際しては、転任について特別の配慮をする。

3 その他については、愛知県教育委員会の令和6年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に準ずる。

4 県費負担学校事務職員、県費負担学校栄養職員の人事異動方針及び実施に係る要領については、愛知県教育委員会が示す令和6年度の県費負担市町村立学校事務職員、県費負担市町村立学校栄養職員の人事異動方針及び実施要領のそれぞれに準ずる。

犬山市教育委員会第3.6号議案

青塚古墳史跡公園活用・管理業務受託者選定委員会規則等の廃止について

青塚古墳史跡公園活用・管理業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年10月24日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、青塚古墳史跡公園活用・管理業務受託者選定委員会等を廃止するため必要があるからである。

青塚古墳史跡公園活用・管理業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 青塚古墳史跡公園活用・管理業務受託者選定委員会規則（平成29年教育委員会規則第17号）
- (2) 旧堀部家住宅使用者選定委員会規則（平成29年教育委員会規則第19号）
- (3) 石上祭調査委員会規則（平成29年教育委員会規則第23号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

犬山市教育委員会第3・7号議案

犬山市歴史まちづくり協議会規則等の一部改正について

犬山市歴史まちづくり協議会規則等の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和5年10月24日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

犬山市歴史まちづくり協議会規則等を一部改正するため必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会規則等の一部を改正する規則

(犬山市歴史まちづくり協議会規則の一部改正)

第1条 犬山市歴史まちづくり協議会規則(平成29年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条 各号列記以外の部分中「教育委員会」を「犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第4条第1項中「協議会」を「協議会の会議(以下この条において「会議」という。)」に、「ときは」を「ときの会議は」に改め、同条第4項中「協議会」を「会議」に改め、同条第5項中「出席」を「会議への出席」に改める。

第5条第2項中「委員は、」を「構成員は、委員(臨時委員を含む。)のうちから」に改め、同条第4項中「、会長」を「、専門部会の構成員のうちから会長」に改め、同条第6項中「委員」を「専門部会の構成員」に改める。

第6条第1項中「専門部会は、部会長」を「専門部会の会議(以下この条において「会議」という。)は、部会長」に改め、同項ただし書きを削り、同条第3項中「その委員」を「専門部会の構成員」に改め、同条第4項中「専門部会」を「会議」に、「委員」を「構成員」に改める。

(史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部改正)

第2条 史跡東之宮古墳整備委員会規則(平成29年教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置に」を「運営に」に改める。

第2条第5号中「犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改める。

第4条第5項中「出席」を「会議への出席」に改める。

第5条第4項中「委員の」を「専門部会の構成員の」に改め、同条第6項中「委員」を「専門部会の構成員」に改める。

第6条第1項ただし書きを削り、同条第3項中「その委員」を「専

門部会の構成員」に改め、同条第4項中「委員」を「構成員」に改める。

(犬山祭伝承保存委員会規則の一部改正)

第3条 犬山祭伝承保存委員会規則(平成29年教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第4項中「委員の」を「委員及び議事に關係のある臨時委員の」に改める。

第5条第2項中「委員の」を「委員(臨時委員を含む。)」に改める。

(犬山市史編さん委員会規則の一部改正)

第4条 犬山市史編さん委員会規則(令和3年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第5条第2項中「委員長」を「委員(臨時委員を含む。)」のうちから「委員長」に改め、同条第4項中「委員長」を「専門部会の構成員のうちから委員長」に改める。

第6条第1項ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市歴史まちづくり協議会規則の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（委員） 第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、 <u>犬山市教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）が委嘱する。 （1）～（6） 略 （招集及び議事） 第4条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないと招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。	（委員） 第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、 <u>教育委員会</u> が委嘱する。 （1）～（6） 略 （招集及び議事） 第4条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときは、教育委員会が招集する。
2及び3 略 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 協議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に会議への出席を認め、説明又は意見を聞くことができる。 （専門部会） 第5条 略 2 専門部会の構成員は、委員（臨時委員を含む。）のうちから会長が指名した者をもつて充てる。	2及び3 略 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 協議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に会議への出席を認め、説明又は意見を聞くことができる。 （専門部会） 第5条 略 2 専門部会の委員は、会長が指名した者をもつて充てる。
3 略 4 専門部会の部会長（以下この条及び次条において「部会長」という。）は、 <u>専門部会</u> の構成員のうちから会長が指名する。 5 略 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の構成員がその職務を代理する。 （専門部会の招集及び議事） 第6条 専門部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集する。	3 略 4 専門部会の部会長（以下この条及び次条において「部会長」という。）は、会長が指名する。 5 略 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。 （専門部会の招集及び議事） 第6条 専門部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの専門部会は、会長が招集する。
2 略 3 専門部会は、専門部会の構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 略	2 略 3 専門部会は、その委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 専門部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新(改正後)	旧(改正前)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第8条の規定に基づき、史跡東之宮古墳整備委員会(以下「委員会」という。)の運営に關し必要な事項を定めるものとする。 (委員)	第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第8条の規定に基づき、史跡東之宮古墳整備委員会(以下「委員会」という。)の設置に關し必要な事項を定めるものとする。 (委員)
第2条 略 (1)～(4) (5) その他教育委員会が必要とする者	第2条 略 (1)～(4) (5) その他犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要とする者
(招集及び議事)	(招集及び議事)
第4条 略 2～4 略 5 委員長は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 (専門部会)	第4条 略 2～4 略 5 委員長は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。 (専門部会)
第5条 略 2及び3 略 4 部会長は、専門部会の構成員のうちから委員長が指名する。 5 略 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の構成員がその職務を代理する。 (専門部会の招集及び議事)	第5条 略 2及び3 略 4 部会長は、委員のうちから委員長が指名する。 5 略 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。 (専門部会の招集及び議事)
第6条 専門部会の会議(以下この条において「会議」という。)は、部会長が招集する。会議は、委員長が招集する。 2 略 3 専門部会は、専門部会の構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 略	第6条 専門部会の会議(以下この条において「会議」という。)は、部会長が招集する。会議は、委員長が招集する。 2 略 3 専門部会は、その委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 略

○犬山祭伝承保存委員会規則の一部改正のための新旧対照表（第3条関係）

	新（改正後）	旧（改正前）
(招集及び議事)		
第4条 略		(招集及び議事)
2 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、會議を開くことができない。	第4条 略	第4条 略
3 委員会は、委員長が特別の事情があると認め場合は、この限りでない。	2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、會議を開くことはできない。	3 委員会は、委員は、委員の過半数が出席した場合に、委員長が特別の事情があると認め場合は、この限りでない。
4 會議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	4 會議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	4 會議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 略	5 略	5 略
第5条 略		(専門部会)
2 専門部会の構成員は、委員（臨時委員を含む。）のうちから委員長が指名する。	2 専門部会の構成員は、委員のうちから委員長が指名する。	2 専門部会の構成員は、委員のうちから委員長が指名する。
3～6 略	3～6 略	3～6 略

○犬山市史編さん委員会規則の一部改正のための新旧対照表（第4条関係）

	新（改正後）	旧（改正前）
(委員)		
第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。		(委員)
(1)～(3) 略		第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
第5条 略		(1)～(3) 略
2 専門部会の構成員は、委員（臨時委員を含む。）のうちから委員長が指名した者をもって充てる。	2 専門部会の構成員は、委員長が指名した者をもって充てる。	2 専門部会の構成員は、委員のうちから委員長が指名する。
3 略		3 部会長は、委員長が指名する。
4 部会長は、専門部会の構成員のうちから委員長が指名する。	4 部会長は、委員長が指名する。	4 部会長は、委員長が指名する。
5 及び 6 略		5 及び 6 略
(専門部会の招集及び議事)		(専門部会の招集及び議事)
第6条 専門部会の會議（以下この条において「會議」という。）は、部会長が招集する。	第6条 専門部会の會議（以下この条において「會議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの會議は、委員長が招集する。	第6条 専門部会の會議（以下この条において「會議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの會議は、委員長が招集する。

新(改正後)		旧(改正前)	
2~5	略	2~5	略